

社団法人日本フードスペシャリスト協会
専門委員会運営規程

平成19年4月24日制定

(総則)

第1条 定款第35条に基づき、協会に専門委員会を設置し、その運営に関する必要事項を次のとおり定める。

(所掌)

第2条 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) フードスペシャリスト養成のカリキュラムに関する事
- (2) フードスペシャリスト養成機関の認定に関する事
- (3) フードスペシャリスト資格認定に関する事
- (4) フードスペシャリスト養成担当教職員の研修に関する事
- (5) 会報の編集に関する事
- (6) その他専門的知見を要するものとして会長から付託された事項

(構成)

第3条 専門委員会は、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員は、役員、会員、学識経験者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 専門委員会に委員長、副委員長を置き、委員のうちから、理事会の承認を得て会長が指名する。

(任期)

第4条 専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員又は増員により就任した専門委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 専門委員会は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員長に事故あるときは副委員長が、委員長、副委員長ともに事故あるときは委員長があらかじめ指名した専門委員が委員長の職務を代行する。
- 3 会長、副会長、専務理事は、専門委員会に出席して意見を述べることができる。

(分科会)

第6条 委員長は、特定事項の審議の円滑化のため必要と認めるときは、専門委員会に分

科会を設置することができる。

- 2 分科会の委員は、専門委員のうちから委員長が指名するほか、必要あるときは、専門委員以外の学識経験者のうちから委員長の推薦により会長が委嘱する。
- 3 分科会は、当該分科会の委員のうちから委員長が指名する分科会長が招集し主宰する。
- 4 委員長は、自ら分科会に属し、また、分科会長を務めることができる。
- 5 委員長は、分科会の審議結果をもって専門委員会の審議結果とすることができる。

(規程の変更)

第7条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

この規程は、平成19年4月24日から施行する。